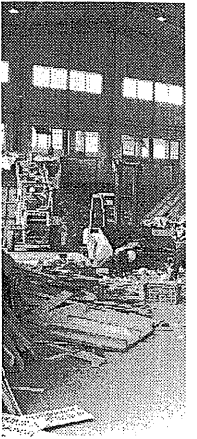


# 分別 で



リサイクル  
細な分別

「単品にする」施設とし、リサイクルプラントを設置。ここで詳細な分別が行われている。リサイクルプラントには破碎

組み、カナダ領事館などの協力を得て名古屋周辺地域の自治体を持つ施設を中心とした日本の廃棄物技術の視察を実施した。

から、より高度な廃棄物処理技術の導入を検討しており、リサイクルの最先端技術を視察するのが今回の目的。

ホテルで日本の行政、企業関係者などを招いてレセプションも開催。意見・情報交換が行われ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が約〇・三割増、電

年度比ではエアコンが約三・四割増、ブラウン管テレビが約一・八割増、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が約〇・三割増、電

## 循環型社会

### づくりへの警鐘

「行政処分録書07/08」より

廃棄物処理法が施行されて三五年以上の月日が流れ、廃棄物処理業界を取り巻く社会環境は大きく変化した。特に、CSRやコンプライアンスに関する考え方が社会生活にまで浸透した昨今、廃棄物処理に携わるすべての関係者は、目まぐるしく変わる法制度を理解し、真摯に日々の業務を進める時代がやって来た。

廃棄物処理法は、廃棄物とされた物に対する規制法であり、業許可と施設許可の二つの許可を基本に成り立っているが、この許可に関連して法的問題が発生した場合、行政処分が行われる。この処分を行う際の目安が、二〇〇一年五月「行政処分の指針について」(通

## 廃棄物処理におけるリスクマネジメントをどう考えるか？

日本廃棄物管理機構取締役・監査員

木川 仁

「現在、〇五年八月通知を運用中」として環境省から関係自治体に通達されている。この指針は法律ではなく、あくまでも各自治体が行政指導を行う際の考え方を示すものではないが、その運用現場では何が行われているのであろうか。まず、次の二つの具体的な行政処分事例を紹介しよう(表参照)。

# 行政は説明責任遂行を

「環境産発第〇五〇八一」(二〇〇二年八月十二日)によると許可取消しに該当する。ここで、もう一度、両ケースをよく読み比べてみた時、MB工業の方が過失(他人の土地に投棄生活環境の保全上の支障の大きさ)の程度は逆大きく、両ケースの判断は逆のように思えて来る。な

【許可主体】 AA県	【処分日】 2007年12月〇〇日
【被処分者】 住所 AA県XX市……	
名称 有限会社 FA工業	
【処分内容】 産業廃棄物収集運搬業の許可取消し	
【処分理由】	
被処分対象業者は、2006年7月頃、自社事務所北側敷地において、家屋の解体工事から発生した廃棄物である廃瓦約18tをみだりに投棄した。この行為は、廃棄物の投棄禁止を定めた法第16条に違反する。	
【許可主体】 BB県	【処分日】 2007年10月〇〇日
【被処分者】 住所 BB県YY市……	
名称 有限会社 MB工業	
【処分内容】 産業廃棄物収集運搬業の全部停止90日間	
【処分理由】	
被処分対象業者は、2006年9月〇〇日から同月〇〇日までの間に、自ら行った解体工事から生じた産業廃棄物及び同解体工事で解体した工作物の内外に保管されていた廃棄物、廃プラスチック類約3.0mi、木くず約2.5mi及び、がれき類約9.18tをBB県YY市内の土地においてみだりに投棄した。	

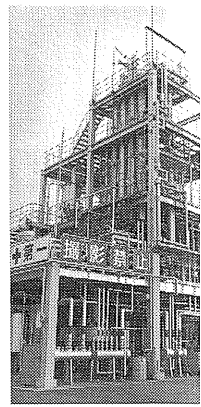
説明性がないことに帰着すると考えられる。処理業者や行政を中心とした関係者が、今、問題をどう捉えねばなら

る。一方、AA県でも「産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設に係る行政処分実施要領」で同様の軽減措置を規定しているが、AA県は、行政処分の指針に準じて法

「環境産発第〇五〇八一」(二〇〇二年八月十二日)によると許可取消しに該当する。ここで、もう一度、両ケースをよく読み比べてみた時、MB工業の方が過失(他人の土地に投棄生活環境の保全上の支障の大きさ)の程度は逆大きく、両ケースの判断は逆のように思えて来る。な

「環境産発第〇五〇八一」(二〇〇二年八月十二日)によると許可取消しに該当する。ここで、もう一度、両ケースをよく読み比べてみた時、MB工業の方が過失(他人の土地に投棄生活環境の保全上の支障の大きさ)の程度は逆大きく、両ケースの判断は逆のように思えて来る。な

# 亜臨



活用水を臨界  
処理する  
（許可を得て）

アサヒビールが広島県庄原市・三次市に所有する社有林「アサヒの森」二一六五ヘクタールの森林が吸収するCO<sub>2</sub>量

頃からスギやヒノキの植林を試験的に開始し、六〇年頃から毎年計画的に植林を行い、環境保全を重視した森林管理・整備

を認るため、FSC森林認証を国内で三番目に取得したが、その際にアメリカがFSC認証の米国認証機関SCS社の提携先

要があると判断。アマタが委託を受けて調査を実施した。

アマタは環境ソリューション事業として、海外から会社としての方向性を示すことも必要ではないだろうか。また、この事例でも排出者責任は問われないが、排出者は、処理責任の履行を果たすためにも自らの廃棄物の行方について調査するなど、行動で示す意識改革を行うことも重要と考へる。

## 循環型社会

### づくりへの警鐘

「行政処分録書07/08」より

## 排出者・処理業者・行政における意識改革の必要性（一）

日本廃棄物管理機構取締役・監査員

# 木川 仁

行政処分の内容を精査した時、排出者・処理業者・行政のすべての関係者が真摯に考えるべき課題が見えて来る。この課題を各々の関係者自身がよく吟味してから行動すれば行政処分件数は減少するはずだが、残念ながら、減少する傾向は見られない。この原因として考へられることは、行政処分内容に関する行政の広報活動が不十分なこと、行政処分内容に関する排出者及び処理業者における分析が不十分なことなどが挙げられる。

行政処分を受けることは、処理業者にとっては「命取り」を意味する。一方、排出者は、排出から最終処分に至る全行程で排出者責任を履行する義務があるが、生活環境

保全上の支障で問題が生じた場合の改善命令や支障除去に対して措置命令が出されることはあるものの、その件数は極めて少ない。この一〇年間に顧みると、たび重なる廃棄物処理関連法の改正や各種リサイクル法の制定が行われた。確かに排出

反の行政処分として扱われているが、その期間が三年間と長いため確信犯と思われる。ただ、この事例の発端を推測した時、また、日常の処理現場を考えた場合、この事例は収集運搬業者が犯しやすい内容であることが分かって来る。

「許可がないので、持って行けません」と明確に回答するケースは少なく、多くの場合、排出担当者の言いなりになってしまふ。こうしたことが頻繁に起きることで慣れ合いの処理になり、法令違反を犯すようになってしまふ。

して、必要により許可を保持している他の処理業者を紹介するぐらいの度量が必要ではないか。このような態度が、排出者の信頼関係の醸成につながるはずである。

事例2では、排出者の承諾なく再委託が行われている。このようなケースが発覚することは数少ない。しかしながら、再委託禁止が廃棄物処理法の定められているにもかかわらず、何らかの理由でこの法規を無視した処理を行うケースを耳にする機会がある。処理業者は、大枠で自社の処理業

# 現場を理解して対応を

者の廃棄物処理に関する認識は変化しているようだが、現場の状況は、処理業者との関係を含めてどうなのであろうか。今回は、排出者と処理業者の視点から意識改革の必要性を考へてみたい。

収集運搬業者はある日突然、排出者から口頭運搬しない廃棄物を処理するように頼まれることがある。排出担当者は、収集運搬業者が許可を持っているかどうか考えず「いいえ、これも持って行って」と簡単に運転手に言う。運転手が

における適正処理責任をもっと自覚すべきである。排出者が、処理業者の許可内容の把握と定期的なチェックを行っているならば、このような事態にはならない。次に、処理業者は、自社に許可がない品目を処理依頼された時、例え少量でも処理できない理由を丁寧に説明

スが発覚することは数少ない。しかしながら、再委託禁止が廃棄物処理法の定められているにもかかわらず、何らかの理由でこの法規を無視した処理を行うケースを耳にする機会がある。処理業者は、大枠で自社の処理業

技術がないものでも仕事を受けたらと思うことがあると聞く。特に、営業と処理現場の意識が乖離

から会社としての方向性を示すことも必要ではないだろうか。また、この事例でも排出者責任は問われないが、排出者は、処理責任の履行を果たすためにも自らの廃棄物の行方について調査するなど、行動で示す意識改革を行うことも重要と考へる。

（まがわ・ひとし）

「許可がないので、持って行けません」と明確に回答するケースは少なく、多くの場合、排出担当者の言いなりになってしまふ。こうしたことが頻繁に起きることで慣れ合いの処理になり、法令違反を犯すようになってしまふ。

事例1は、許可変更違反

事例1

【処分理由】 CC社は、産業廃棄物収集運搬業の許可の範囲に「鉦さい」が含まれていないにもかかわらず、2004年〇月〇日から2007年△月△日まで鉦さいを運搬していたもので、このことは法第14条の2第1項（変更の許可）の規定に違反している。

【処分内容】 産業廃棄物収集運搬業の全部事業停止60日間

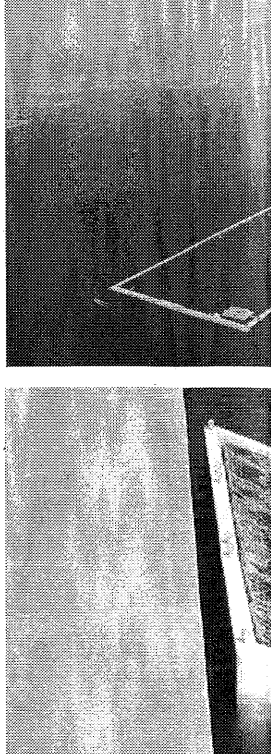
事例2

【処分理由】 DD社は、2006年〇月〇日から2006年△月△日まで計14回にわたり、排出事業者の承諾もないまま、受託した木くず及びがれき類の収集運搬業務を再委託した。この再委託は、法第14条第14項に違反する。また、DD社は、上記再委託による運搬が行われたにもかかわらず、その旨を明示せず虚偽の記載がされた産業廃棄物管理票の写しを排出業者に送付した。この虚偽の記載がされた産業廃棄物管理票の写しの送付は、法第12条の3第2項に違反する。

【処分内容】 産業廃棄物収集運搬業の全部停止30日間  
産業廃棄物処分量の全部停止30日間  
産業廃棄物処理施設（焼却施設、破碎施設）の使用の停止30日間

# 環境

神戸埋め立て処分場(上)。泉大津沖の護岸に設置したエコブロック(下)



成建設が三〇%。タケエイは中期経営計画として総合環境企業への展開を目指しており、その柱として「既存事業の拡大」と共に「事業領域・事業地域の拡大」を掲げている。首都圏での

二年度に事業を開始する計画だ。既存の同社の設備である安定型最終処分場は、同社の中間処理工程から排出される廃棄物を受け入れていたが、門前クリンパークでは外部から

## 排出者・処理業者・行政における意識改革の必要性(2)

日本廃棄物管理機構取締役・監査員

### 木川 仁

も資金難であり、担当行政は排出者に処理責任の履行を迫り撤去させている。行政処分の指針は、排出者の注意義務を明示しているが、処理業者が倒産あるいは取り消し処分を受けた時、法的に排出者責任が問われる。排出者は、日頃から委託先の経営基盤を把握しながら、経営状態を自ら分析するなど排出者としてのリスクマネジメントを実践していく必要がある。(きかわ・ひとし)

### 循環型社会 づくりへの警鐘

「行政処分録書07/08」より

二〇〇七年十一月、あ

抵触したと処分内容

本件は、実際に施設

受けたが、この処理業者

者責任が問われる。排出

者責任が問われる。排出

る自治体からショックな行政処分が出された。事例1の内容を読んだ時、それぞれの関係者はリスクマネジメントをどう考えて行ったら良いのだろうか。なお、この処理業者は他自治体でも事業展開していたため、本件が原因で自動的に他自治体の許可も取り消された。

事業を営む処理業者にとつては、本事業が発生した原因から処分を受けるまでの過程を検証するなど、事例の深掘りが必要と考える。

このように検証を繰り返すことにより、行政マンの意識改革が求められる

「経理的基礎の欠如は、不法投棄やその結果の生活環境保全上の支障をまねく危険性がある」と行政処分の指針は指摘している。現実、処理業者に資金

力がなく不法投棄現場の原状回復を行うため、税金を投入した行政代執行も行われている。また、

〇七年十二月、ある自治体で保管基準の数十倍の産業廃棄物を所有した処分業者が許可取り消しを

# リスク管理 実践が必要

この事例は、廃棄物処理法と行政処分の指針を極めて厳格に運用した結果と考えることができる。自社車両のオイルエレメントを焼却したこと

回監査から発見したようである。この事例から処理業者は、日々、かなりの緊張度を持って業務に望む必要があることを理解しなければならない。特に、

典型的な事例になるよう思われる。事例2は処分業者だけでなく排出者が責務の履行を果たす上で、日頃から考えねばならない事例として捉えることができ

「後顧の憂い」がないよう行っていくには、典型的な事例になるよう思われる。

また、他の行政は、自分でなく排出者が責務の履行を果たす上で、日頃から考えねばならない事例として捉えることができ

託事務であって自治体独自の。事例1 少量の不適正処理による処分事例

が原因で焼却禁止条項に抵触したと処分内容に記載された数量から、その厳格さが見てとれる。一般的に、行政処分が行われる時、その発端は「内部あるいは外部からの情報提供」や「別件の疑い」にある場合が多いが、本件は、行政の巡回

としての「後顧の憂い」がないよう行っていくには、典型的な事例になるよう思われる。

また、他の行政は、自分でなく排出者が責務の履行を果たす上で、日頃から考えねばならない事例として捉えることができ

事例1 少量の不適正処理による処分事例

事例2 経営破綻を原因とする処分事例

事例1 少量の不適正処理による処分事例



呼ばれるが、JCMは2000年に他の建設系団体に先駆けて導入し、特

ト対策環境展08」が10日、盛況裏に閉幕した。アスベストの分析・測

D(電子線分析)の3点セットで判定、アスベスト廃棄物の無害化処理をいくつも見られた。

実体制で対応できることを受け、アピールするところも

境リスクテクニカルセミナー」も実施された。全

して講演。厚生労働省化学物質対策課の長山隆志

上段に破砕機、下段に粉砕機を組み合わせたもの

# 循環型社会

## づくりへの警鐘

### 「行政処分録書07/08」より

前回は、環境省が公表した行政処分件数や07・08年にウェブ上で公開された処分内容を分析しながら、その動向を捉えた。今回は、ウェブ上に公開された最新の行政処分件数について、もう少し分析を行ってみよう。

図1は、2007年度(07年4月～08年3月)にウェブ上で公開された

許可件数当たりの行政処分件数を見た場合、どの自治体で見られる傾向があるか。図2は、自治体ごとに不利処分割合を示す。山口県、福岡県と北海道を除くと首都圏や中部圏にある大都市周辺自治体が上位を占めている。この結果は、それぞれの自治体に存在する処理業者数が多いことから推察できるが、愛知県や豊田市のようと同規模の自治体に対しても、行政処分に対する厳格さが際

時、以下の考え方が想定される。

(1) 該自治体の排出者や処理業者にある廃棄物処理に携わる考え方や風土の違い

(2) 該自治体の行政処分基準を厳格化した条例や計

するところは、ある処理業者が1年間に行政処分を受ける確率が1千に3

の割合(千3つ)であり、ほとんど処分されない数値と理解できる。しかしながら、この処理業

者か、10年間営業を行った場合は、その確率は3%程度になり、さらに35

## 最新の行政処分の動向から見えて来ること(2)

### 日本廃棄物管理機構取締役・監査員

# 木川 仁

利益処分割合110.72%、全国平均値110.26%に反映されたと考えられる。

図2に示した上位の自治体では、何らかの行政処分基準を厳格化した条例や計

者か、10年間営業を行った場合は、その確率は3%程度になり、さらに35

の割合(千3つ)であり、ほとんど処分されない数値と理解できる。しかしながら、この処理業

者か、10年間営業を行った場合は、その確率は3%程度になり、さらに35

の割合(千3つ)であり、ほとんど処分されない数値と理解できる。しかしながら、この処理業

# 自治体間で処分ばらつく

### 許可件数当たりの行政処分に対する姿勢

図1は、2007年度(07年4月～08年3月)にウェブ上で公開された

許可件数当たりの行政処分件数を見た場合、どの自治体で見られる傾向があるか。図2は、自治体ごとに不利処分割合を示す。

山口県、福岡県と北海道を除くと首都圏や中部圏にある大都市周辺自治体が上位を占めている。この結果は、それぞれの自治体に存在する処理業者数が多いことから推察できるが、愛知県や豊田市のようと同規模の自治体に対しても、行政処分に対する厳格さが際

許可件数当たりの行政処分件数を見た場合、どの自治体で見られる傾向があるか。図2は、自治体ごとに不利処分割合を示す。

山口県、福岡県と北海道を除くと首都圏や中部圏にある大都市周辺自治体が上位を占めている。この結果は、それぞれの自治体に存在する処理業者数が多いことから推察できるが、愛知県や豊田市のようと同規模の自治体に対しても、行政処分に対する厳格さが際

許可件数当たりの行政処分件数を見た場合、どの自治体で見られる傾向があるか。図2は、自治体ごとに不利処分割合を示す。

山口県、福岡県と北海道を除くと首都圏や中部圏にある大都市周辺自治体が上位を占めている。この結果は、それぞれの自治体に存在する処理業者数が多いことから推察できるが、愛知県や豊田市のようと同規模の自治体に対しても、行政処分に対する厳格さが際

許可件数当たりの行政処分件数を見た場合、どの自治体で見られる傾向があるか。図2は、自治体ごとに不利処分割合を示す。

山口県、福岡県と北海道を除くと首都圏や中部圏にある大都市周辺自治体が上位を占めている。この結果は、それぞれの自治体に存在する処理業者数が多いことから推察できるが、愛知県や豊田市のようと同規模の自治体に対しても、行政処分に対する厳格さが際

許可件数当たりの行政処分件数を見た場合、どの自治体で見られる傾向があるか。図2は、自治体ごとに不利処分割合を示す。

許可件数当たりの行政処分件数を見た場合、どの自治体で見られる傾向があるか。図2は、自治体ごとに不利処分割合を示す。

山口県、福岡県と北海道を除くと首都圏や中部圏にある大都市周辺自治体が上位を占めている。この結果は、それぞれの自治体に存在する処理業者数が多いことから推察できるが、愛知県や豊田市のようと同規模の自治体に対しても、行政処分に対する厳格さが際

許可件数当たりの行政処分件数を見た場合、どの自治体で見られる傾向があるか。図2は、自治体ごとに不利処分割合を示す。

山口県、福岡県と北海道を除くと首都圏や中部圏にある大都市周辺自治体が上位を占めている。この結果は、それぞれの自治体に存在する処理業者数が多いことから推察できるが、愛知県や豊田市のようと同規模の自治体に対しても、行政処分に対する厳格さが際

許可件数当たりの行政処分件数を見た場合、どの自治体で見られる傾向があるか。図2は、自治体ごとに不利処分割合を示す。

許可件数当たりの行政処分件数を見た場合、どの自治体で見られる傾向があるか。図2は、自治体ごとに不利処分割合を示す。

山口県、福岡県と北海道を除くと首都圏や中部圏にある大都市周辺自治体が上位を占めている。この結果は、それぞれの自治体に存在する処理業者数が多いことから推察できるが、愛知県や豊田市のようと同規模の自治体に対しても、行政処分に対する厳格さが際

許可件数当たりの行政処分件数を見た場合、どの自治体で見られる傾向があるか。図2は、自治体ごとに不利処分割合を示す。

山口県、福岡県と北海道を除くと首都圏や中部圏にある大都市周辺自治体が上位を占めている。この結果は、それぞれの自治体に存在する処理業者数が多いことから推察できるが、愛知県や豊田市のようと同規模の自治体に対しても、行政処分に対する厳格さが際

許可件数当たりの行政処分件数を見た場合、どの自治体で見られる傾向があるか。図2は、自治体ごとに不利処分割合を示す。

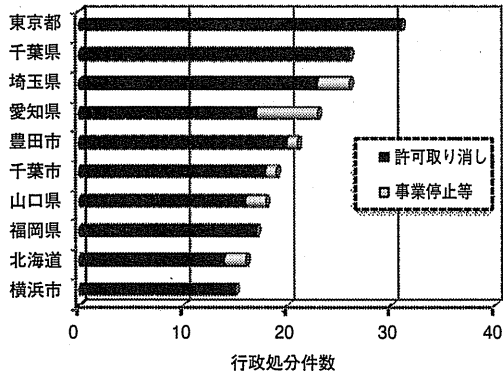


図1 自治体別に見た行政処分件数(2007年度) [日本廃棄物管理機構資料から作成]

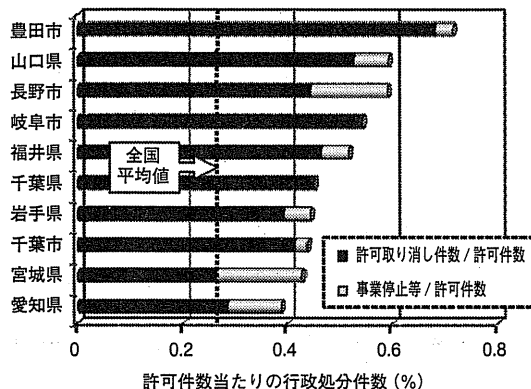
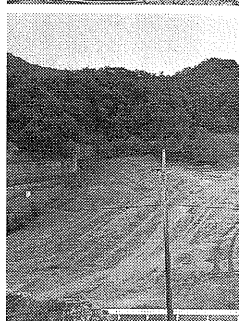


図2 不利益処分割合の大きな自治体(2007年度) [日本廃棄物管理機構資料から作成]

# 廃棄



搬入が再開された場が進められたもの下りていない

これに伴い同社は日本地質汚染審査機構(楡井久理事長)に調査を依頼。徹底的な地質説明プロシエクトが実施されたのち、透水層を特

搬入を開始すべく変更許可を申請。岩盤に張る遮水シートは当面埋め立てる部分に張り、搬入が進むとともに上部に徐々に張っていく計画で3月頃の再開を目指したが、こ

かたいていく考えた。タケエイなど3社を廃棄物処理で初認定 エコ・ファースト 環境省は、企業が環境相に対し自らの環境保全

ランナー企業の環境保全に関する行動をさらに促進していくため、企業が環境相に対し京都議定書の目標達成に向けた地球温暖化対策など、自らの環境保全に関する取り組

## 循環型社会

### づくりへの警鐘

「行政処分録書07/08」より6

マニフェストと実際の処理との整合性(排出者の責務)について考える

日本廃棄物管理機構取締役・監査員

木川 仁

排出者の責務とは、具体的に何を示すのであろうか。排出された廃棄物が、適正に処理されることにより責務が果たされることは言うまでもないが、その法的な要求を正確に理解していない排出者が存在することに驚かされる。

排出者の責務とは、具体的事例を示して排出者責務の履行について言及しているが、まず、廃棄物処理法に書かれた排出者責任をよく理解していないと思わぬ落とし穴が待っている。別表の行政処分(処分内容抜粋)を見て欲しい。

排出者の一担当者の廃棄物処理法への認識不足と不注意がもたらした事象が、企業イメージを傷付けると同時に、セクシヨンの異なった部所が起した処分で排出者自身が所有する廃棄物処分業の事業停止に至った。排出者が、排出者責任の意

# 排出者責任、深耕すべき

ある製造メーカーの廃棄物担当者

ある製造メーカーの廃棄物担当者「収集運搬・中間処理・最終処分」における排出者責任を尋ねたことがあるが、その担当者は、中間処理後の廃棄物の処理責任は排出者自身にはなく、言い換えると2次マニフェスト以降の処理工程は、排出者とは無関係と言っ

ラントから排出される活性炭は、確かに製造工程で樹脂類が付着した可能性はあるが、廃プラスチック類として分類するに

HH県にあるHA社は、大手企業を親会社を持ち、この事業分野では有名な製造メーカーである。2008年9月00日、一連の廃棄物処理工程に

HA社の最初の担当者は、最終処分までの責務の履行を負った排出者の責任がなごりにされた点を重視して、本来、本件と全く関係ないHA社が所有する廃棄物処分業を事業停止とした。

排出者の一担当者の廃棄物処理法への認識不足と不注意がもたらした事象が、企業イメージを傷付けると同時に、セクシヨンの異なった部所が起した処分で排出者自身が所有する廃棄物処分業の事業停止に至った。排出者が、排出者責任の意

「行政処分の指針」は、集運搬業者・最終処分業者のすべての関連事業

この事例が示すようなケースは、事象の大小はあるが、多くの廃棄物処理工程で存在すると考えられる。本来、廃棄物処理は、廃棄物を発生させ

排出者の一担当者の廃棄物処理法への認識不足と不注意がもたらした事象が、企業イメージを傷付けると同時に、セクシヨンの異なった部所が起した処分で排出者自身が所有する廃棄物処分業の事業停止に至った。排出者が、排出者責任の意

排出者の注意義務に関し

排出者の注意義務に関し

排出者の注意義務に関し

